

## 2006年3月レポート

### •国別

タイ  
マレーシア  
シンガポール  
フィリピン  
インドネシア  
ベトナム  
インド  
ヨルダン  
ウズベキスタン  
パキスタン  
クウェート

## タイ

### 2006年3月ニュース

1. 香港とタイの税関が協力強化を決定
2. 米が知財侵害に神経を尖らせる
3. タイの伝統医薬の特許登録
4. イノベーションと知財に関する合意

#### 1. 香港とタイの税関が協力強化を決定

(新華社中国経済情報サービス、2006年3月2日付)

香港とタイの税関当局は、3月1日、両国国境をまたがる犯罪に対する協力を強化するための書類に署名した。香港の税関(Customs and Excise)のティモシー・トング(Timothy Tong)長官とタイ関税局のサティット・リンポンパン(Sathit Limpongpan)局長が同書類に署名した。この協力関係の成立は、密輸、麻薬取引との戦いとともに、知的財産権を保護しようとする両政府の意思と決意の表明をも意味する。

香港は、これまでニュージーランド、オーストラリア、英国、米国、フランス、ベルギー、カナダ、インド及び韓国と同様の協定を結んでいる。

## 2. 米が知財侵害に神経を尖らせる

(ネーション、ビジネス欄、ページ1B&6B、タイ、2006年3月7日付)

米国に本拠を置く国際知的財産連盟(IIPA)は、米国通商代表部(USTR)に対し、模倣品の量と額の増大のため、タイを「監視国リスト」から「優先監視国リスト」国に格下げするよう進言した。

同連盟は、昨年、米国企業はタイでの侵害により100億バツ以上の損害を被ったと報告している。商務省の情報筋によると、同省ではこの実損額を更に高く算定し、昨年度のタイでの特許権と著作権の侵害は、総額で3億800万米ドル、119億バツ相当の損害と見積もっている。

さらに、問題のある68ヶ国でのこのような侵害による損害は、昨年度158億米ドルに達しているとしている。同情報筋によると、IIPAが通商代表部の事務局に送った書簡で、タイの格下げを求めた理由としては、IIPAが行った調査により、タイでの著作権の侵害が拡大していること、及びタイが模倣品の生産拠点となり、近隣国に輸出されていることを挙げている。また、IIPAは、68カ国に海賊品を徹底的に抑圧するよう強く要請した。

現在、通商代表部は68カ国の格付けレビューを行っており、著作権侵害のモニタリングをしている。もし、優先監視国に格下げされれば、米国は一般特惠関税制度の下での輸出品に対する税優遇措置を縮小することができる。

同情報筋によれば、米国は既に教科書の著作権侵害について抗議してきている。米国はタイでは衛星通信の信号(satellite signals)やケーブルテレビ、インターネットにまで侵害が拡大していることを発見しており、2004年に1,304件であったタイでのソフトウェアの侵害は、2005年には8,915件にのぼっている。

IIPAの書簡では、政府は模倣品の製造を取り締まるため、製造業者や小売業者を標的とした厳格な対策を立てるべきであると訴えている。侵害の多くはVCD、DVD、ソフトウェアと教科書に関するものである。

## 3. タイの伝統医薬の特許登録

(タイニュース・サービス、2006年3月21日付)

タイの伝統的な薬草を使う開業医は、タイの知的財産を守るため、薬草の薬としての処方や使用法につき、登録することができるようになる。

3月14日、内閣は、タイの伝統医薬の特許登録に関する保健省の省令原案を大筋で承認した。これは、「タイの伝統医薬に関する知的財産の保護と推進法、仏暦2542年(1999年)」に関連して発行されるものである。

省令は、タイ伝統医薬の特許登録の手続きと条件を規定している。そこには出願人の資格や出願の内容、認定するエージェントの資格、認定証、特許権者死亡の場合の相続、登録された処方と使用法の使用申請と許諾を得る手続き及びその要件、許諾の取消し方法が含まれている。

商務省知的財産局は、同時に、タイの伝統医薬の特許登録は、新規発明と不公正競

争をカバーする工業所有権保護に関するパリ条約に準拠する必要はない、なぜならタイの伝統医薬は従来から存在しているものであって工業所有権ではないからである、と報告している。

#### 4. イノベーションと知的財産に関する合意

(タイ・ニュース・サービス、2006年3月23日付)

商務省は科学技術省と連携し、タイ産業の発展のため、発明と知的財産に関する合意に署名する。

商務省のプリーチャ・ラオハポンチャナ (Preecha Laohapongchana) 大臣は、両省がタイ産業の発展のため、発明と知的財産に関する合意に署名することを、今日発表する。そして、これにより、タイ製品の販売価値が向上することを期待すると述べた。大臣は、関連する国立科学技術局、国立改革局、知的財産局、輸出推進局、ビジネス開発局はITセンターを立ち上げると述べた。また、これらの5局が共同で製品開発をし、その製品を国内外で登録し、その一方で、市場は高い可能性を持った強い企業を求めて拡大されるだろうとも述べた。金融機関は支援を求められるであろうとも述べている。

## マレーシア

2006年3月ニュース

### 1. 発明保護のため知的財産利用

(バーナム・デイリー・マレーシアン・ニュース、2006年3月2日付)

発明家と科学者は、発明の権利と価値を守るために、知的財産(IP)として登録することを勧められている。

「IPの登録は、より多くの人がこの分野に関与するのを促進するために、もっと効率的にすべきである。人々は新発明を生み出すためにエネルギーと時間と金を使っているのだから、このことは大切なことだ」と、科学技術革新省のダトゥク・コング・チョ・ハ(Datuk Kong Cho Ha)副大臣は当地での記者会見で述べた。

これに先立ち、副大臣は、「国際発明、革新、工業デザイン、技術展示会」(ITEX 2006)での革新的製品賞(Innovative Products Award)のロゴを発表した。コング氏は、科学技術革新省は、最近、戦略・商業化局(Strategic and Commercialization Department)を立ち上げ、IPを含む製品商業化のための資金調達の支援をすると述べた。

副大臣によれば、現在、IPの登録は、国内取引・消費者行政省の管轄である。クアラランプールのコンベンション・センターで5月19日から21日まで開催されるITEX 2006は、1万人の入場者を予想している(昨年の入場者は8,000人)。

今回の展示会を企画したマレーシア発明デザイン協会(MINDS)のタン・シリ・ドクター・オーガスティン・エス・エイチ・オング(Tan Sri Dr Augustine S.H. Ong)会長は、この展示会は大学、研究開発機関、個人発明家、法人組織が自分たちの発明、新技術、新製品を展示することをねらいとしたものだと述べている。

オング氏は、このイベントは賞を目指す発明家の登竜門でもあり、マレーシアの発明家を国際的な発明や技術革新の展示にリンクさせる道でもあると述べた。

### 2. マレーシア、米国との自由貿易交渉開始

(ビジネス・タイムズ、2006年3月9日付)

マレーシアは、米国との2国間自由貿易協定(FTA)の交渉を始める計画を発表した。協定が結ばれれば、両国間のより強固な投資と貿易の連携への道を開くことになる。

マレーシア - 米国間の FTA 交渉は、主に商品、サービス、投資の分野の貿易自由化に焦点が向けられると予想されている。また、センシティブ品目への柔軟な対応や長期の導入期間設定も含まれ、貿易と投資の流れを促進、円滑化させることが期待される、と声明は述べている。

交渉では、知的財産権、基準・認証分野での貿易障壁問題や、相互承認協定(Mutual Recognition Arrangements)の推進に向けた協力についても協議される。両国はまた、第三次教育(tertiary education)、保健、観光産業などの特殊な分野での競争力の強化や、

マレーシアの中小企業へのキャパシティー・ビルディング(capacity building)と技術支援の連携についても検討する。

### 3. マレーシアとEUの専門家、知的財産について論ずる

(バーナム・デイリー・マレーシアン・ニュース、2006年3月11日付)

マレーシアと他のアセアン諸国及びヨーロッパの知的財産権(IPR)の専門家が、3月13日から始まる2日間のセミナーでそれぞれの見解を述べる。

EUの資金援助によるEC-ASEAN 知的財産権協力プログラム(ECAPII)の一環で、「IPRセミナー:中小企業(SME)に活力を」と題したセミナーが、EU-マレーシア商工会議所(EUMCCI)とマレーシア知的財産公社(MyIPO)の共催により開催される。

このイベントは、200人以上の影響力のあるビジネス界のリーダーと研究者らが欧州特許庁(EPO)、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)及びマレーシアとアセアンの知的財産関連部局の専門家と意見を交わすものだ。

この地域セミナーは、アセアンとEUに利害を持つ関係者にとってオープンなビジネス展開の場となるであろう。

加えて、EUとアセアンの中小企業、知的財産関連機関は、このイベントと平行して開催される展示会で彼らの活動や組織を発表する。中小企業の利点について言えば、中小企業は発展途上国の産業、ビジネス、経済の主要な推進力である。

中小企業のダイナミックな発展は、外国からの投資を呼び、貿易を躍進させる。しかし、多くの中小企業は、知的財産権が自社の製品、発明、IP関連資産の保護を通じてもたらす利益に気づいていない。

## シンガポール

### 2006年3月ニュース

1. シンガポール、特許で体力以上に奮戦中
2. IPフォーラムを8月に当地で開催
3. シンガポールの会社、著作権事件で初の刑事告発を受ける
4. シンガポールでWIPOの商標条約改正会議開催
5. 改正商標条約、音や臭気が含まれるか
6. 商標条約シンガポールの名を冠す

1. シンガポール、特許で体力以上に奮戦中  
(ビジネス・タイムズ・シンガポール、2006年3月6日付)

シンガポールは、知識のハブ(knowledge hub)となるべく邁進中である。シンガポールに本拠を置く発明家が米国で取得した特許の件数は、2000 年末で 1,370 件、1995 年末ではわずか 427 件であったのに対し、2005 年末では 3,913 件となり、過去 5 年でほぼ 3 倍に増えた。

この数字は、シンガポール国立大学の起業家センター(Entrepreneurship Centre)が米国特許商標庁のデータベースより入手したものだ、特許を申請した発明家のうちの少なくとも 1 人がシンガポールに在住している特許の件数である。人口 1 万人あたりの米国特許の件数と比較すると、シンガポールは抜きん出ており、先進国並みである。東南アジアでは、マレーシアは人口 1 万人あたり 0.04 件であるから、マレーシアの 28 倍となる。また、韓国は 0.96 件で、シンガポールはそれより 15% も高い。しかし、研究大国である米国は人口 1 万人あたりの特許件数が 3.18 件、日本が 2.91 件で、これに比較するとまだ差がある。

特許の取得件数だけでも、米国と日本は世界の国々から突出している。米国に本拠を置く発明家は 2004 年だけで 96,394 件の米国特許を取得し、日本に本拠を置く者も 37,616 件を取得した。しかし、シンガポールは体力以上に奮戦し、政府がこの国を「賢い国」へと変革しようとするのに合わせている。

2. IPフォーラムを8月に当地で開催  
(ビジネス・タイムズ・シンガポール、2006年3月7日付)

8 月に、知的財産のグローバル・フォーラム(GFIP)の発会式がシンガポールで開催され、知的財産分野の世界的な著名人が集まる大規模な催しの舞台と見込みである。

シンガポールのIP保護と管理の知識と能力を深め、広げるために 2003 年に設置された国立IPアカデミーにより企画された今回のフォーラムは、世界中のIPの専門家が当地に集まり、アジア太平洋地域で最初の複合領域のIPフォーラムになると言われている。

このフォーラムでは、多国籍企業や世界的規模の他組織にとって、中国、インド、中東によって牽引される域内の経済成長が、IPの創造、保護、利用と管理に、いかに大きな影響力を行使するかを検証する。

8月21日から22日までの2日間のイベントでは、世界中の様々な市場の各部署や分野から30人以上のスピーカーが一堂に会す。

### 3. シンガポールの会社、著作権事件で初の刑事告発を受ける

(アジェンス・フランス・プレス、2006年3月10日付)

インテリアデザインの会社が海賊版ソフトウェアの使用で告発され、裁判所の記録によれば、シンガポールの著作権法が強化されて以来、刑事告発を受ける最初の会社となった。

警察は木曜日、地方裁判所でピーエムディー・インターナショナル社(PDM International Pte Ltd)に刑事罰を求めて起訴した。警察は同社のコンピューターにマイクロソフト、アドビ(Adobe)、オートデスク(Autodesk)の51の海賊版ソフトがインストールされているのを発見していた。

報告されているところによれば、昨年9月、業界組織であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(Business Software Alliance)からの情報を得て、警察は同社の検索に踏み込んだ。ビジネス・ソフトウェア・アライアンスでは、情報提供者に最高で2万シンガポール・ドル(12,300米ドル)の報奨金を出している。

有罪の場合、社員が刑罰を受けないとしても、会社に2万シンガポールドルの罰金が科せられる可能性がある。この事件は、シンガポールで著作権保護のための法が強化された後、会社が著作権侵害の刑事罰の対象として法廷に呼び出された最初の事件である。

シンガポールは、研究開発のハブとしての地位を確立するため、昨年著作権法を改正し、海賊版ソフトウェアを「商業目的」で使用した場合、刑事罰の対象とした。これにより、警察は疑わしい侵害者を捜索することが可能となった。

### 4. シンガポールでWIPOの商標条約改正会議開催

(アジェンス・フランス・プレス、2006年3月13日付)

商標法条約の重要部分の改正を目的とした会議が、シンガポールで開催される。

国連の機関である世界知的所有権機関(WIPO)の183の加盟国の代表が商標法条約の改正案を採択するために集まると、WIPOとシンガポール政府は共同声明で発表した。

ブランドネーム所有者にとって特別な意味のある新国際条約の採択が見込まれ、3週間に渡る本会議の間、ブランド品業界や商標の専門家も出席する、と声明には述べられている。

「商標権は登録によって保護されるが、この分野での調和のあるルールが重要だ」と、WIPO事務局長のカミル・イドリス(Kamil Idris)氏が声明で述べた。「共通の水準に合わせ

ることにより、加盟国はより大きな保護を手にし、すべての経済分野で、ブランド保護に携わる人々の経費削減をもたらす。」

イドリス氏は、加盟国が商標保護のために、より単純化した国際的に調和の取れた行政ルールを採用に同意することによって、改正商標法条約は無形資産に対する法的保護を強めるものになるだろう、と述べた。

「アジアで初のこの外交会議は、シンガポールにとってだけでなく、この地域にとっても重要である。」とシンガポールの副首相兼法務大臣のエス・ジャヤクマー (S. Jayakumar) 氏が述べた。

ジュネーブに本拠を置く WIPO は 23 の国際条約を所管し、商標、特許、その他の工業所有権、映画、音楽などの著作権を含む様々な分野の知的財産権の保護を行っている。

商標法条約は 1994 年に成立し、国内外の商標出願及び商標登録の維持に関する行政手続を簡素化する目的で作られた。32 カ国が本条約の加盟国となっている。

## 5. 改正商標条約、音や臭気が含まれるか

(ロイター・ニュース、2006年3月14日付)

国連の機関である世界知的所有権機関(WIPO)は、1994 年の商標法条約をシンガポールの地で改正する際、ホログラムや音、においといった新しいタイプの商標保護を検討する予定だ。

400 人以上の政策立案者や知的財産権の専門家がシンガポールに集まり、商標法の改正について話し合う。WIPO が初めての試みとして、アジアでの知的財産権の会議を開催した。会議は月曜日に始まり、ほぼ 3 週間続く。

「条約では、目に見えないサイン、MGM のライオンの雄たけびのような音のサイン、あるいはにおいのマーク、特定の製品からの臭気の複製に関して定義するフレームワークを設定する。」WIPO の商標及び法務部の部長であるマーカス・ホッパーガー (Marcus Hopperger) 氏が火曜日、ロイター記者に語った。

これらのタイプの「非伝統的」商標は、ますます頻繁に出現している。しかし、それらは世界的に登録されるにはまだ長い道のりがあると、ホッパーガー氏は語る。

ホッパーガー氏は、例えば EU で最近出願された商標で、刈られたばかりの芝のにおいをテニスボールに使用した出願は、においの表現が余りに曖昧であるとの理由で拒絶されたと語る。

「商標は十分な識別性がなくてはならない」とホッパーガー氏は言う。

企業は WIPO の国際商標条約を通して出願し、同時に複数国で知財が保護される。33 カ国により署名されている条約が批准されれば、国内外の商標権の出願プロセスを簡素化し、電子出願などの手法も導入される。

WIPO の事務局次長であるアーネスト・ルビオ (Ernesto Rubio) 氏は、さらに多くの国が改正条約に署名することに楽観的であるが、国と数の特定はしなかった。しかし、昨年度の中国、韓国、シンガポールの特許出願件数の激増は、特許の保護が重要課題であることの確かなサインだと述べた。

## 6. 商標条約シンガポールの名を冠す

(トゥデイ、シンガポール、2006年3月29日付)

昨日、2週間半に及んだ商標法の外交会議が閉会し、ホスト国であるシンガポールの名を冠した改正国際条約が採択された。世界知的所有権機関(WIPO)により開催されたアジア初の会議だった。

商標法シンガポール条約(the Singapore Treaty on Law of Trademarks)と命名されたこの条約は、国内外の商標担当局が取るべき手続きの簡素化と標準化を目指すものだ。この変化により、商標出願の手続経費が抑えられる。

シンガポール条約には商標の登録と維持、電子出願、ライセンスの記録、期限を誤った場合の救済手段が盛り込まれている。

会議は、画期的にも、米国、英国、フランスを含む41カ国の署名を持って終了した。この条約は、関係国の署名を来年の3月31日まで受け付ける。シンガポールは、現時点では条約の加盟国ではない。

## フィリピン

### 2006年3月ニュース

1. 著作権、学校で教育
2. IPO は国家IP戦略を策定
3. フィリピンは2008年までに米国の知的財産侵害国リストからの脱却をねらう
4. ブログガー、コンピューター店で警察の手入れを目
5. IP侵害事件、法廷外での決着禁止
6. IPOは事件の解決のためのルールを強化
7. 野放図な海賊行為、フィリピンの有料TVの発展を阻害
8. ヨーロッパ製品の模倣品氾濫を止めるよう要請

#### 1. 著作権、学校で教育

(マニラ・スタンダード、2006年3月1日付)

来年度より、公立高校のすべての4年生に知的財産権が授業として教えられると、関係者が明かした。

国立書籍開発委員会(National Book Development Board)の委員長であるデニス・ゴンザレス(Dennis Gonzalez)氏は、中等教育局(Bureau of Secondary Education)は、著作権と知的財産権を高校の経済の授業で基礎能力のリストに加えて欲しいという、書籍開発委員会の要請を了承したと述べた。

「知識が普遍化する経済情勢の中で、若者に生産要素の一環として知的財産権の重要性を教育することは、前向きな一歩だ」と、ゴンザレス氏は述べ、「知的財産権の保護は、創造性、起業家精神、経済成長を推進させる」としている。

#### 2. IPO は国家IP戦略を策定

(INQ7.ネット、2006年3月1日付)

フィリピン知的財産庁(IPOPHIL)は、政府が国内の知的財産権の保護と推進を目指していく国家知的財産政策及び戦略を策定するよう、グロリア・マカパガル・アロヨ大統領より指示を受けた。

IPOPHIL の長官、アドリアン・クリストバル・Jr. (Adrian Cristobal Jr.)氏は、大統領はIPOPHIL、国家検察局(the National Bureau of Investigation)、フィリピン国家警察、IP連合(IP Coalition)、オプティカル・メディア委員会を招集し、知的財産制度を強化し、海賊版と侵害者を摘発するため、機関どうしの密接な連携について話し合うための会議を持ったと述べた。

この会議は、米国通商代表団によるフィリピンの格付けが優先監視国リストのカテゴリー

から一般の監視国リストへと引き下げられた後に開かれたものである。新しい格付けは、フィリピンが知的財産権保護に進歩があったことを示すものだ。

クリストバル長官は、大統領は国内の芸術家、音楽家、デザイナー、ソフトウェア開発者の保護を強調したと述べた。

アロヨ大統領は、フィリピン国家警察に海賊版取締りの警察官の人数を 20 人から 40 人に倍増するよう指示した。また、大統領は IP 連合の委員長であるジョン・レサカ (John Lesaca) 氏と 新聞事務局に IPO フィリピンと協力して、海賊版が経済に与える悪影響について人々への啓蒙活動をするようにも指示した。

### 3. フィリピンは2008年までに米国の知的財産侵害国リストからの脱却をねらう (ビジネス・ワールド、2006年3月7日付)

フィリピン政府は、米国の知的財産権 (IPR) 侵害国リストからの完全脱却を早める青写真を描いたと、関係者はこの週末にビジネス・ワールドに語った。

知的財産庁 (IPO) は、海賊本を販売する小売業者への一段と厳しい監視を含む、追加的施策を実行する予定である。これは、これからの 2 年間で、国際的な監視リストからフィリピンがはずされることを確実にするためである。アドリアン・クリストバル・Jr. (Adrian Cristobal Jr.) 長官は、インタビューの中で「もし我々がこれらの施策を維持し、侵害者の検挙を続けたら、2008 年までにリストからの除外も可能である」と語った。

クリストバル長官は、政府は 2008 年までにリストからの完全脱却を目指して、一層の努力を図ると述べた。IPO は関連機関と協力し、国内のモール所有者や小売業者をより緊密に監視するとも述べた。

米国の担当官は、模倣品が販売されている商店やフリーマーケットであるティアング (tiangges) の数のおびただしい増加や、そこでの革アクセサリー、靴、バッグ、家電製品の偽造品、近隣国から持ち込まれる海賊版 CD や DVD などの広範な模倣品販売について気に留めている。

クリストバル長官によれば、フィリピンは、小売業者を取り締まるだけでなく、近隣の東南アジア諸国や中国政府と「協力関係」を結び、偽造品の国内への侵入を食い止めている。「我々は国境コントロールを強化し、フィリピンへの偽造品流入をいかにして阻止できるかを考えていかなければならない。」と述べた。

### 4. ブロガー、コンピューター店で警察の手入れを目撃 (INQ7.ネット、2006年3月17日)

最近のピノイテックブログ (Pinoytechblog.com) に掲載された投稿によれば、フィリピン人のブロガー (blogger)、ジョセフ・アンジェロ・ラコマ (Joseph Angelo Racoma) は、海賊版ソフトの販売の疑いがかけられていたコンピューター店で警察の手入れ現場に出くわした。

押収されたソフトウェアは、CD により流通しているものとコンピューターのデスクトップに

あらかじめインストールされているものがあつた、とデ・ロス・レイズ(De Los Reyes)が付け加えており、警察はマイクロソフト、オートキャド(Autocad)、オートデスク、アドビ・マクロメディアの不法ソフト及びプレイステーションやエクスポックス(Xbox)などのゲーム用ソフトも発見したことも付言している。

彼によると、オプティカル・メディア委員会からのチームも警察の手入れに参加し、フィリピン国家警察刑事捜査及び探知グループ(PNP-CIDG) から派遣されたチームも「反海賊チーム」と書かれたベストを着用して現場を歩き回り、証拠品を求めて店内を捜索していた、とラコマはピノイテックブログに書いていた。

#### 5. IP侵害事件、法廷外での決着禁止

(ビジネス・ワールド、2006年3月22日付)

フィリピン知的財産庁(IP Philippines)は、知的財産権事件で予備捜査の段階まで達した事件は、それ以降の当事者間での和解を認めないことを発表した。

フィリピン知的財産庁のアドリアン・エス・クリストバル・Jr. 長官は、これは国内でIPを保護しようとする知的財産庁の努力の一環であると述べた。「この方針は、我々のエンフォースメントや起訴への努力と同時に、今後のあるいは係争中のIP事件に対する法的処理により一層の権威を与えることになるだろう。」と、彼は声明で述べた。

この方針はフィリピン知的財産庁が監督する他のユニットでも採用される。フィリピン知的財産庁は、知的財産権に関する国家委員会として政府により指定されている。この方針を採用することに同意したIPユニットとしては、フィリピン国家警察、国家検察局、法務省、税関局が含まれる。

クリストバル長官は、法務省は、IP事件における予備捜査段階での当事者間の和解を避けるよう検察官に命じたと言う。長官によれば、法務省の反海賊対策ユニットは、知的財産権を侵害された所有者から告訴取下げの宣誓書を受けの事はもはやなく、提出された証拠に基づいて事件を解決するだろう。もし当事者が和解したいなら、法廷で、裁判の中ですべきだ、と彼は述べている。

グロリア・マキャパガル・アロヨ大統領は、フィリピン知的財産庁に対して、見込まれる投資を確実なものとするように、捜査件数を増やして IPR 侵害者の摘発実績を上げるよう指示していた。

フィリピン知的財産庁は、今年1月、1,000万ペソ相当の模倣品を押収したと報告した。これにより、昨年1月からの累積押収額は、11億1,000万ペソ相当になる。

#### 6. IPOは事件の解決のためのルールを強化

(マニラ・スタンダード、2006年3月27日付)

知的財産権(IPR)の侵害を含む事件で、当事者同士で解決するやり方はもう許されなくなった。これは、政府のIPR国家委員会が、IP事件について、より厳格な方法を採用することに合意したためである。

この合意は、マカティ市のフィリピン知的財産庁で行われた各種ユニットとの会議の結果によるものだ。この施策は、国内の IPR 執行と保護の強化に向けた努力の一部である。

「この施策は、我々のエンフォースメントや起訴への努力と同時に、今後のあるいは係争中の IP 事件に対する法的処理により一層の権威を与えることになるだろう。」と、フィリピン知的財産庁のクリストバル長官は述べた。

この会議の出席者は、フィリピン国家警察刑事捜査及び探知グループ(PNP-CIDG)の IP スペシャル・ユニットの長、国家捜査局(NBI)、法務省(DoJ)、税関局(BoC)である。また、この会議には、最高裁判所事務局、国立図書開発局、オプティカル・メディア委員会の代表も参加している。

委員会のメンバーの中で、NBIとPNP-CIDGは、エンフォースメント、捜査、事件の準備の面で統一したシステムを採用することに賛成した。

#### 7. 野放図な海賊行為、フィリピンの有料TVの発展を阻害

(アジェンス・フランス・プレス、2006年3月28日付)

野放図な知的財産の侵害行為は、当局のチェックを受けることなくフィリピンの有料テレビの発展を阻害し、2005年に、同産業に7,000万米ドルの被害を与えていると、報告書は伝えている。

この報告書は、アジアをベースとする約110の会社を代表するアジアケーブル&衛星放送協会(CASBAA)が作成したもので、フィリピンの国立テレコミュニケーション・コミッション(NTC)を独立心に欠けるものであると非難している。

「フィリピンで、現在最も問題となる面は、野放図な知的財産の海賊行為に対する無言の寛容である。」と、報告書は述べ、NTCが地元の強力な利害団体からの独立を保っていないとも指摘している。

有料テレビ市場は、野放図な電波の利用が特徴的であり、NTCはほとんど野放しで「知的財産法を執行するための明確な指示や資力に欠けている」、「テレビ放送の配信産業は、プログラムの内容を確実に保護することが出来ないため発展が阻害されている。」としている。

この報告書は「成長のための規制:フィリピン」と題され、より強力な知的財産法が産業の活力を呼び起こし、投資を刺激すると述べている。

#### 8. ヨーロッパ製品の模倣品氾濫を止めるよう要請

(アジア・イン・フォーカス、2006年3月30日付)

フィリピンのヨーロッパ商工会議所(ECCP)は、フィリピン政府と協力して、ヨーロッパ製品の模倣品の氾濫と戦おうとしている。これは、ECCPが知的財産権(IPR)委員会を設置し、地元の市場で販売されているヨーロッパ製品の偽造品の増加に対抗しようとするものだ。

ECCPの副会頭ヘンリー・シュマチャー(Henry Schumacher)氏は、家庭用器具、車の部品、薬品などのヨーロッパ製品が大量に地元市場に出回っていると言う。

シュマチャー氏は、最近政府が実施したIP侵害者に対する「和解拒否」の施策は大規模市場で販売されている模倣品の氾濫を抑えることが可能な手段であると称え、ECCPと政府の緊急な協力を促した。

## インドネシア

2006年3月ニュース

1. 海賊版ディスク工場閉鎖
2. ソフトウェアの知的財産権の侵害、1%減少
3. 84億ルピーの生産高を持つVCD工場、手入れを受ける
4. 伝統的知識に対する国家の保護は不十分
5. インドネシアは知的財産の侵害と戦うチームを編成

### 1. 海賊版ディスク工場閉鎖

(ジャカルタ・ポスト、2006年3月1日付)

ジャカルタ警察は、偽造した音楽や映画の複製を1日に40万枚製造可能な工場を閉鎖した。

「我々は、工場でCD、VCD、DVD及びMP3を製造する機械2台を押収したが、工場にはあと2台残っている。」とジャカルタ警察一般犯罪ユニットの長であるシニアコミッショナーのシギット・スダルマント氏は述べた。

被疑者には、2002年知的財産法違反の容疑で、最長7年の禁固及び50億ルピーの罰金が科せられる。

### 2. ソフトウェアの知的財産権の侵害、1%減少

(ビジネス・インドネシア、2006年3月2日付)

2004-2005年にかけて、ソフトウェア製品の著作権侵害件数は1%減少したが、海賊版映画と歌(CDとVCD/DVD)の侵害件数は増加している。

インドネシア・ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)の法務担当であるソマディプラジャア&タハー(Soemadipradja & Taher)法律事務所のジャスティシアリ・ピー・クスマ(Justisiari P. Kusumah)氏は、昨年度の海賊版比率は大きく減少したと述べているが、国際知的財産権同盟(IIPA)によれば、2005年も高い海賊版比率により、1億5,400万米ドルもの莫大な損害に苦しめられていると訴える。

BSAの見解では、量的には、2004-2005年にかけての海賊行為による損害は9,790万米ドルに上るが、これは2003-2004年にかけての1億米ドルよりは減少しているとしている。

「海賊版の比率は1%落ちたと予測する。見た目には些細な数字に見えるが、これは当地で法のエンフォースメントが行われたことを示すものだ。例えば、何人かの違法業者は裁判で刑を受けた」と彼は述べた。

### 3. 84億ルピーの生産高を持つVCD工場、手入れを受ける (コムパス、27ページ、インドネシア、2006年3月14日付)

海賊版 VCD を製造していたと見られる工場が、2006 年 3 月 13 日(月)に警察の手入れを受けた。シカンデ(Cikande)、カブパテン(Kabupaten)、セラン(Serang)、バンテン(Banten)の工業地帯で、これらの工場による生産高は月額 84 億ルピーに上ると見られている。

様々な VCD 複製工場の捜査は、ガペリンド(Gaperindo) (インドネシアレコーディング起業家組合)の報告から始まった。ガペリンドの事務局長ラハユ(Rahayu)氏は、工場のある地域にいるが、既に 2 回海賊版製造工場を通報した。しかし、捜査は行われず、いつも「情報漏れ」で失敗に終わっていた。

インドネシア国家警察(Mabes Polri)犯罪捜査局本部から担当官が派遣されてきたとき、労働者と工場の従業員は逃げてしまっていたが、午後 4 時ごろ、工場の所有者の一人が来たことが確認されたとき、警察は工場内に入ることに成功した。アシスタント・コミッショナーのイアン・デヴレテ(Ian Devretes)率いる捜査チームは、ほぼ 3,000 枚の海賊版 VCD を没収した。

### 4. 伝統的知識に対する国家の保護は不十分 (コムパス、12ページ、インドネシア、2006年3月17日付)

政府は、伝統的知識の保護施策を早急に打ち立てる必要がある。現在までのところ、伝統的知識の問題で明確な規定があるのは、1999 年地方自治に関する法律第 22 号、2002 年著作権に関する法律第 19 号と、政令第 23 条2にインドネシアの伝統的知識、生物学的、非生物的多様性を保護する政府の義務が規定されているのみである。

研究技術担当国務大臣室(Office of State Minister of Research and Technology)の知的財産分野専門官であるモ・ヌ・ヒダヤット(Moh Nur Hidayat)氏は、伝統的知識源としての人間を保護する規定としては非常に弱いので、独立した法制が必要とされている。

ジャカルタの会議で、ヌ・ヒダヤット氏は保護を必要とする伝統的知識は、文芸作品、哲学、芸術文献、歴史、言語、法律科学、パペット、バティック、古典的書体、手書き文体の占い、薬学を含むと述べている。

### 5. インドネシアは知的財産の侵害と戦うチームを編成 (AFXアジア、2006年3月30日付)

スシロ・バンバン・ユドヨノ(Susilo Bambang Yudhoyono)大統領は、知的財産権の侵害と戦う国家チームを編成するよう指示したと、担当官が発表した。

「知的財産権のエンフォースメントは、投資環境およびインドネシアの生産者のために重要である」とマリ・エルカ・パンゲス(Mari Elka Pangestu)貿易省大臣は述べた。大統領は月曜日に大統領令に署名し、この問題で国の方針を策定するための専門家チームを立ち上げることを認め、知的財産に関する問題の解決と、人々を教育するための取り組み

を決定した。

インドネシアは米国の優先監視国リストの 1 つであり、知的財産の侵害のレベルが高い。ソフトウェアの侵害だけでも、インドネシア経済に何十億ドルもの損害を与えているとされている。これが地元のIT産業の創造を阻害していると、マイクロソフト社の代理人が先週警告した。

## ベトナム

2006年3月ニュース

### 科学技術省、中小企業の知的財産への周知を図る (サイゴン・タイムス・デイリー、2006年3月17日付)

科学技術省は、国内の中小企業に、国際的な経済統合の時代の中では知的財産権への認識を高めることが重要だと力説した。

ブイ・マン・ハイ(Bui Manh Hai) 副大臣は、昨日ハノイで開催された2日間のセミナーで知的財産は社会経済の発展に効果的な道具であることが証明されていると述べ、特に経済のグローバル化が進む中で、中小企業にとってIPRは重要な役割を果たすものであるとしている。

知的財産を最大限に利用することによって企業力の増強が助長され、地位、威信、競争力を強め、マーケット・シェアも高めて売上げと利益を伸ばすだろう、とセミナーで彼は強調した。多くの企業は、自分たちのビジネスで知的財産権の重要性と利点を十分には理解していない、だからこのようなセミナーが彼らの認識度を高めてくれるように期待すると述べた。

ハイ副大臣は、中小企業が知的財産権の開発により注意を払い、保護登録し、有効的に利用するよう求めた。

また、このセミナーは、企業が自らの情報、知識、経験を外国の専門家と交換するフォーラムとしても開かれた。

マルクス・コルナロ(Markus Cornaro) 在ベトナム・イタリア大使及びEC代表団代表は、知的財産権はヨーロッパでは長い間守られてきた。知的財産の保護は法的にも実態的にも、ベトナムの中小企業にとって非常に有益だ。なぜなら、ビジネスにより収益をもたらすからであると述べた。

EC-ASEAN 知的財産権プログラム(EC-ASEAN Program on IPRs)と知的財産局、在ベトナムのヨーロッパ商工会議所が協賛で開催したセミナーは、本日で閉会する。このセミナーには、ヨーロッパとアセアンのIPRの多くの専門家が参加し、セミナーの主要議題として、工業デザイン、地理的表示、知的財産権の強化と海賊行為との対決が掲げられている。

## インド

2006年3月ニュース

### 1. IPRエンフォースメントの最前線で求められるアクション (ファイナンシャル・エクスプレス、2006年3月3日付)

海賊行為が、インド - 米国のビジネス関係で主要な障害となっている。米国 - インドの CEO フォーラムで、知的財産権(IPR)のエンフォースメントの連携がインド国内で行われ、民事・刑事の IPR 事件を扱う特別裁判所が設置されることが提案がされた。

このフォーラムでは、知的財産権の法制度分野では整備が進みつつあることを両国とも認識しつつ、エンフォースメントの最前線でのアクションが要求された。州により行われている IPR のエンフォースメントは、多くのユニットが特別な訓練を受けていないため、結果は悲惨であったと、フォーラムは報告の中で述べている。

フォーラムでは、ゴールは IPR エンフォースメントの専属ユニットを国に設置することであり、情報や放送、人材開発の各省のコーディネートにより、第一歩が進められるべきであろうとしており、知的財産権の特別裁判所の設置も求められた。

これは、膨大な未処理事件の審理促進のみならず、判事と検察官が特別な訓練を受ければ業務処理が円滑化する。この地域の他国でも、タイでは既にこのような法廷が設置されている。

フォーラムでは、データの海賊行為や IPR 等のサイバー空間でのセキュリティーに関するインドと米国との間の協定についても議題とされ、インドの IT プロバイダーが自信をもてるようなデータの海賊行為に対する国際基準を作ることも討論された。

### 2. カラパのインド工科大学 (IIT-Kharagpur) で知的財産法を教える (インド・タイムズ、2006年3月5日付)

インドで初の知的財産法の大学が、カラパのインド工科大学にお目見えする。

カラパ・インド工科大学の卒業生であるヴィノド・グプタ (Vinod Gupta) 氏は、同大学のキャンパス内にヴィノド・グプタ経営大学 (Vinod Gupta School of Management) を 1991 年に設立しているが、再び、このパイオニア的功績の立役者となった。グプタ氏はこの大学に新大学設立のため 100 万米ドルを寄付した。新大学はラジブ・ガンジー知的財産法大学と命名された。

グプタ氏と大学長のエス・ケー・ドゥーブ (S K Dube) 氏は、新大学の契約書に署名した。コースは 2006 年度から開講され、7 月にスタートする。

今年度初頭に、新大学はジョージワシントン大学と技術協力契約を結んだ。GWU ロースクールは、知的財産法 (IPL) で世界のトップクラスに位置づけられている。この提携により、GWU から学部、カリキュラム、教授細目、教材、電子図書館、教員訓練のアシスタンスが受けられる。2 つの学位取得プログラムがあり、1 つは 3 年半の居住 LLB のコースで、技術

と知的財産法の単位が与えられる。もう1つは1年半のパートタイムコースで IPL の単位を取得するもので、仕事を持つエグゼクティブのためである。

## ヨルダン

2006年3月ニュース

### 1. JISM、ICRは模倣品の危険についてのセミナー開催

(IPR ストラテジック・インフォメーション・データベース、2006年3月16日付)

ヨルダン標準・度量衡機関(The Jordan Institution for Standards and Metrology: JISM) は、インターナショナル・コーポレート・リサーチ(ICR) と共同で模倣品の危険性についてのセミナーを開いた。

セミナーの中で、知的財産権のエンフォースメントのスペシャリスト、マハー・アル・キラニ(Maher Al Kilani)氏は、中東全土で模倣品の数が増加し、製造業者は知的財産関連法の効果を懸念していることを述べた。ワークショップは JISM、ICR、英国電子製品製造者協会(British Electrical Allied Manufacturers Association)によって運営された。

イベントの開催中に、偽の電化製品を使うことの危険性を短いドキュメンタリーにしたものが放映され、英国の専門家アンドリュー・オリアー(Andrew Ollier)氏は、電子製品の模倣品を見分ける様々な方法を説明するプレゼンテーションを行った。ICR はキプロスに本拠を置く機関で、中東、アフリカ、アジアにまたがり知的財産権のエンフォースメントを専門に扱っている。

### 2. コンピュータープログラムの海賊版で1,900万米ドルの損失

(IPR ストラテジック・インフォメーション・データベース、2006年3月22日付)

安全で合法的なデジタル・ワールドを目指している最先端の組織であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、ヨルダンでコンピューターの海賊行為により生じた損害額は1,900万米ドルに上ると予想した。一方、政府高官は、ヨルダン法務省は2000年以来、1,419件の知的財産侵害訴訟を処理したと述べている。

## ウズベキスタン

2006年3月ニュース

### 1. ウズベキスタンの下院第二期会で著作権法を可決

(BBC モニタリング・セントラル・アジア、2006年3月10日付)

科学、教育、文化、スポーツ委員会のエイ・ジヨ(A. Ziyov)委員長は、「著作権及び隣接権」の法案を第二期会に提出した。質疑の後、全党の議員は法案を逐条で論議した。法案の詳細な論議を通じて、法案の目的、主な概念と規範が明確になった。

法案では、著作権が適用される領域、その目的と順守、権利その他の要件について、各条項に明確に規定している。

法案では、著作権及び隣接権の保護として独立した章が設けられており、著作権及び隣接権に違反した場合の責任についても規定している。また、これらの権利を守る技術的手段と方法についても定めている。

法案審議の間、議員はこれらの規範が国際的基準に合致していることを理解し、審議中に述べられた見解や補足を考慮に入れ、立法府は第二期会でこの法案を可決した。

### 2. ウズベキスタン、特許法条約に加盟

(BBC モニタリング・セントラル・アジア、2006年3月16日付)

2000年6月1日にジュネーブの外交会議で採択された特許法条約に加盟するためのウズベキスタン共和国法が可決された。

この法律は、立法議会(ウズベキスタン下院)で2006年2月9日に可決され、2006年2月25日に上院(議会の上院)でも可決された。ウズベキスタンは、2000年6月1日にジュネーブの外交会議で採択された特許法条約に加盟することとなる。

## パキスタン

2006年3月ニュース

### 1. パキスタン、初の法科大学開設へ

(パキスタン・プレス・インターナショナル・インフォメーション・サービス、2006年3月22日付)

パキスタンで初めての国立法科大学の制度が作られ、独立した居住施設のあるキャンパスがイスラマバード、ラホール、カラチ、ペシャワール、クエッタに予定されている。高等教育委員会(Higher Education Commission)のこの計画は、セントラル・デベロップメント・ワーキング・パーティー(Central Developmental Working Party)の最近の会議で了承された。

この大学制度は、国際水準の法律教育を実施することにより、法律専門職の質を高めるであろう。ひとたびこの大学制度が完全に動き出すと、5年間の総合プログラムが可能となる。

専門領域は、行政法令、商務法令、憲法、刑法、知的財産と発明の保護に関する法、家族法、女性法、FDI/民営化のための法規制フレームワークに関する法等を含む。

### 2. パキスタンとインド、鉄道を利用して特許米輸送

(ダウジョーンズ・コモディティ・サービス、2006年3月29日付)

南アジアのライバル国パキスタンとインドは、最近の和平交渉で、鉄道を使った貿易を推進し、有名なバスマティ(Basmati)米に共同で特許を与えることに合意したと、共同声明で述べた。

両国商務省の高官は、イスラマバードで3日間の会議を行った。両者は、「列車での物資輸送の問題点の解明」に合意し、鉄道担当部局は引き続き彼らとの対話を続ける予定だと声明で述べている。パキスタンの商務省官僚のトップである、シド・アシフ・サフ(Syed Asif Shah)氏は、火曜日に、両国は細長い米に特許を与え、他国が特許権を主張しないようにすることを望んでいたと述べた。

両国は詳細な検討を加え、ここ数ヶ月間に世界中でバスマティ米を登録する方針を打ち出したと、サフ氏はインドの商務省の高官、エス・エン・メノン(S. N. Menon)氏との記者会見で述べた。

非常に香りの良いバスマティ米は、もともとの生息地である亜大陸で主に生産され、インドとパキスタンが主要生産地である。インドは、米国の会社が2001年にこの米の品種の特許を取得しようとした際、その阻止に成功している。

貿易面での協力対話は、2年前に開始した両国の広範囲わたる和平交渉の一環であり、カシミールをめぐる紛争による半世紀におよび敵意を払拭するためのものだ。

## クウェート

2006年3月ニュース

### クウェート当局は不正ソフト取引の取締りを行う

(中東カンパニー・ニュース、2006年3月15日付)

クウェート当局は、不正ソフトウェア取引の取締りに着手し、2つのコンピューターショップを捜索して海賊版ソフトが使われていた2台のPCを押収した。近年、クウェート政府は国内の知的財産権の侵害に対してさまざまな手段を講じてきており、安全で合法的なデジタル社会を目指す姿勢を再確認している。

「押収は、クウェート当局とアラビアの海賊版撲滅協会 (Arabian Anti Piracy Association) との間で行われた。クウェート政府は国内の IPR 保護に努め、さまざまな官民の団体や組織との連携を継続し、ソフトウェアの著作権法の保護と執行により、この地域に安全で合法的な社会を築くことを目指している」としている。